

甲府市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

1 目的

甲府市では、平成31年3月に「甲府市地域公共交通網形成計画」を策定し、これに基づき公共交通の維持及び利用促進に向けた施策を推進してきたが、人口減少、少子高齢化が加速度的に進展している状況に加え、コロナ禍の影響など、公共交通を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、目指すべき公共交通ネットワークのあり方についての検討が求められている。

本業務は、こうした公共交通を取り巻く社会環境の変化や、関係法令の改正、更には将来的なリニア開業等を踏まえ、現行の計画の見直しを行う中で、公共交通の基本的な方針を検討し、交通事業者や行政などの関係者が、市内全域での公共交通の目指すべき将来像と、その実現に向けた施策の方向性を広く共有し、連携・協働して取り組むための「甲府市地域公共交通計画」を策定するものである。

2 業務委託名称

甲府市地域公共交通計画策定業務委託

3 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務対象範囲

甲府市全域

5 業務内容

(1) 業務計画

業務の計画を立案するとともに、立案した業務計画に基づく計画書を作成し発注者へ提出する。

(2) 現状の把握・整理

①地域状況の整理

地勢・地理、人口動態、交通網、施設配置等について、各種統計等の既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

②上位・関連計画の整理

現計画策定以降の地域公共交通に関連する計画や法令等の変化を踏まえ、上位・関連計画における公共交通の位置付けや関連する施策等について整理

する。

(3) 公共交通の現況の整理

甲府市の公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の整備状況、利用状況等について整理を行う。

(4) 現計画の評価

収集したデータ・情報を整理し、現行の甲府市地域公共交通網形成計画の実施状況及びその成果について評価を行う。

(5) 交通事業者の意向把握

発注者と協議し、調査項目を決定の上、交通事業者の公共交通サービスの維持方策や改善意向等に関するヒアリング調査を実施し、本計画へ反映する。

(6) 市民生活の変化把握

コロナ禍を経た市民生活の変化等について把握するため、市内を5つのブロックに分割して市民を対象とするアンケート調査を実施し、現計画における実施状況の評価及び本計画の策定に向けた基礎的データとして整理・分析を行う。

(7) 公共交通の問題・課題の整理

ここまでに整理する現計画の検証結果や環境の変化等を踏まえ、公共交通の問題・課題を整理する。

(8) 基本方針及び目標の検討

前項で整理した問題・課題を踏まえ、上位・関連計画との整合を図りながら、問題・課題の解決を図るための基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を設定する。

(9) 目標達成のための施策・事業の検討

計画の目標を達成するための具体的な施策・事業の検討を行い、実施主体やスケジュール、評価方法などを明確にする。

(10) 甲府市地域公共交通計画（案）の作成

ここまでの検討結果を踏まえ、甲府市地域公共交通計画（案）を作成するとともに、甲府市が実施するパブリック・コメントの結果及び法定協議会の意見等を反映させる。

(11) 協議会等の運営支援

発注者と協議の上、法定協議会等各種会議に必要となる会議資料を作成するとともに、協議会に出席するなど運営支援を行う。（法定協議会は3回程度開催予定。法定協議会の議事の要点を整理した議事録については、発注者が作成する。）

- (12) 報告書とりまとめ
検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲府市に返還する。

7 成果物

(1) 成果図書

- 1) 甲府市地域公共交通計画
- 2) 甲府市地域公共交通計画（概要版）
- 3) 業務報告書
- 4) その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

(2) 図書の体裁

A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

(3) 納品方法

紙媒体 カラー版

甲府市地域公共交通計画 100部

甲府市地域公共交通計画（概要版） 100部

業務報告書 2部

ドキュメント類 電子媒体（CD-R）1枚に格納し3枚

ファイル形式は、甲府市の一人一台パソコンで処理できる形式とする。

(4) その他

成果物の著作権は甲府市地域公共交通活性化協議会事務局（甲府市企画財務部リニア交通室交通政策課）に帰属する。

8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本調査業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。

ただし、契約業務の一部を委託する場合については、事務局の承諾を得るものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに協議するものとする。